

平成 27 年度 財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 団 体 特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむら
所管課 市民生活部防災安全課
- 3 監査の範囲 平成 26 年度及び平成 27 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに交付された補助
金に係る出納その他の事務の執行状況
- 4 監査の期間 平成 27 年 10 月 23 日から平成 28 年 1 月 20 日まで
(説明の聴取 平成 27 年 11 月 10 日)
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
 - (1) 財政援助等の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
 - (2) 補助金等の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
 - (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。**【財政援助団体等】**
 - (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
 - (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
 - (3) 出納関係諸帳簿の整備は適正に行われているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」を主な観点として、書類審査、
質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第2 監査の結果

1 団体の概要

- (1) 名 称 特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむら
- (2) 所 在 地 羽村市小作台一丁目 16 番地 1 (市民パトロールセンター小作駅東口)
羽村市羽東一丁目 13 番 10 号 (市民パトロールセンター羽村駅西口)
- (3) 設 立 設立総会 平成 23 年 5 月 25 日
都知事認可 平成 23 年 9 月 16 日
設立登記 平成 23 年 9 月 30 日
- (4) 目 的 特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむら (以下「市民パトロールセンター」という。) は、関係機関及び市内のパトロール団体と連携して、羽村市の地域住民に対して防犯等の活動に関する事業を行い、市民の安全で安心な街づくりに寄与することを目的とする。
- (5) 事業内容 市民パトロールセンターは、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
- ア 羽村市内全域の車両(自転車を含む。)及び徒歩によるパトロール事業 (防犯、交通安全、火災予防)
 - イ 防犯、交通安全及び火災予防に関する啓発及び推進する事業
 - ウ 防犯、交通安全及び火災予防に関する各種講習会(研修)の開催に関する事業
 - エ 情報交換及びネットワークに関する事業
 - オ その他目的を達成するために必要な事業
 - カ その他の事業

- (6) 組 織 ア 会 員 (平成 27 年 9 月 30 日現在、単位:人、団体)

正会員	個人	44	団体	13	計	57
賛助会員	個人	108	団体	37	計	145
あおぼずく隊		46(パトロール実施者としての登録)				

※賛助会員:この法人の目的に賛助するために入会した個人及び団体

- イ 役員構成・運営委員(理事が兼務)・部会 (平成 27 年 9 月 30 日現在、単位:人)

理事長	1	副理事長	1	理 事	7	監 事	2
運営委員会	会 長	1	副会長	1	委 員	7	
総務部会	3	事業部会	2	パトロール部会		2	

- ウ 職員体制 (平成 27 年 9 月 30 日現在、単位:人)

事務局長	1	臨時職員	2	パトロール従事者	3
------	---	------	---	----------	---

- (7) 市との関係 市は、特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむら補助金交付要綱等に基づき、市民主導による安全安心のまちづくりを推進するため、市民パトロールセンターが行う地域のパトロール事業及び市民パトロール拠点の運営など市民の安全安心の取り組みを促進する事業に要する経費の一部を補助している。

2 財政援助の状況

- (1) 平成 26 年度及び平成 27 年度上期の補助金の内容及び交付状況

【第 1 表】

名 称	特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむら補助金	
根 拠	特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむら補助金交付要綱	
交付対象経費	①人件費等(事務局長、臨時職員賃金 2 人) ②パトロール事業等に要する経費(消耗品費、通信費等) ③パトロールセンターに要する経費(光熱水費、消耗品費、通信費等)	
交 付 年 度	平成 26 年度分	平成 27 年度上期分
交 付 申 請 日	平成 26 年 5 月 1 日	平成 27 年 4 月 30 日
交 付 決 定 日	平成 26 年 5 月 8 日	平成 27 年 5 月 13 日
交 付 決 定 額	6,095,000 円	6,195,000 円(平成 27 年度分)
交付状況	第 1 回	1,555,000 円 H26. 5 月 22 日
	第 2 回	1,555,000 円 7 月 16 日
	第 3 回	1,555,000 円 10 月 15 日
	第 4 回	1,430,000 円 H27. 1 月 20 日
補助事業等完了年月日	平成 27 年 3 月 31 日	
実績報告書受付年月日	平成 27 年 5 月 1 日	
補助事業等の収支実績	収入総額	6,095,000 円
	支出総額	6,052,708 円
	差 引	42,292 円
精 算 金 額	42,292 円	

市民パトロールセンターの補助金の交付状況は、第 1 表のとおりである。

平成 26 年度の補助状況は、市民パトロールセンターから提出された交付申請書に基づき、補助金額 6,095,000 円が交付決定された。なお、この補助金は、四半期ごとに交付されている。補助金決算額は 6,052,708 円となり、交付額との差額 42,292 円が市に返還された。

平成 27 年度についても、同様な手続きにより補助金額 6,195,000 円が交付決定されており、平成 27 年 9 月 30 日までに、第 1 期、第 2 期分の 3,110,000 円が交付されている。

3 事業の実績

(1) 補助金の執行状況

【第2表】

(単位:円)

区 分	H26 年度		H27 年度		内 容
	支出額	補助額	支出額	9 月末執行	
事業費	3,191,664	294,790	1,618,831	165,132	
防犯パトロール事業	2,996,021	192,906	1,577,122	141,804	パトロール用消耗品
防犯に関する啓発及び推進に関する事業	81,876	9,196	18,381	0	青パト車等広報用消耗品
各種講習会の開催に関する事業	27,431	6,352	1,512	1,512	講師謝礼、会場使用料
情報交換及びネットワーク事業	86,336	86,336	21,816	21,816	広報紙発行経費料等
管理費	6,022,859	5,757,918	2,961,092	2,852,179	
人件費	5,168,807	5,168,807	2,569,725	2,569,725	事務局長給料及び臨時職員賃金等
その他経費	854,052	589,111	391,367	282,454	事務用・管理用消耗品、光熱水費、通信費等
積立金	200,000	0	0	0	5周年事業積立金
合 計	9,414,523	6,052,708	4,579,923	3,017,311	

(2) 事業の執行状況

【第3表】

(単位:人)

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者数	
				26年度	27年度上期
防犯パトロール事業	青パト車によるパトロール	通 年	市内全域	1,528	782
	徒歩によるパトロール	通 年	駅周辺	191	110
	パトロール連携店事業の取組検討等	通 年	市内全域	3	3
防犯等に関する啓発及び推進に関する事業	青パト車等の広報による防犯意識及び火災予防啓発の実施	通 年	市内全域	561	308
	産業祭への出展(防犯啓発・事業のPR)	11月1・2日	富士見公園	32	
各種講習会の開催に関する事業	市と共催による講座の実施(参加者65人)	平成27年 2月28日	コミュニティセンター	5	
	パトロール隊員を対象にした普通救命講習会(参加者13人)	平成27年 2月22日	コミュニティセンター	1	
情報交換及びネットワーク事業	パトロールセンターの情報提供	通 年	市内全域	4	4
	広報紙の発行	年3回	市内全域	4	4

4 総括

市民パトロールセンターはむら及び所管課について監査を行った結果、所管課における補助金の交付事務等は、関係法令に基づきおおむね適正に執行されていると認められた。

また、市民パトロールセンターはむらにおける補助金の管理運用事務及び関連する事務事業は、おおむね適正に行われていると認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、参考意見を提示した。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

○市民パトロールセンターはむらの会員の拡充について

市民パトロールセンターはむらは、正会員 54(42 人・12 団体)、賛助会員 127(92 人・35 団体)、パトロール実施者 45 人(あおばずく隊)で組織されている。現在、組織基盤の強化、自己財源の確保を目的に、羽村市産業祭への出展や広報活動など会員の増員強化に取り組んでおり、その自主的な活動を評価するところである。

今後も、継続的に取り組み、組織体制の強化を図られることを期待するものである。

○簡潔に要約された、わかりやすい決算書類の作成について

市民パトロールセンターはむらの会員増員への取り組みは、前述したとおり、自己財源の確保も目的としており、支出を抑制した事業運営を行っていることを確認することができた。

しかしながら、補助金、受託料、自己財源という財源内訳もあり決算書類がわかりにくい面も見受けられるので、これまで以上に所管課と連携を緊密に行い、今後も適正な執行に努められたい。

○市と市民パトロールセンターはむらの連携について

市では、市民の主体による防犯活動を支援していくため、小作駅・羽村駅にパトロールセンターを設置し、見守り活動、防犯活動などの情報交換の拠点として市民パトロールセンターはむらに、活動の場を提供している。

地域コミュニティ活動に関する意識や関心の低下と言われる現代において、「市」と「市民パトロールセンターはむら」の連携は、市の治安維持に寄与するものであり、今後も継続して運営することを望むものである。

○安全安心のまちづくりに向けて

羽村市において、平成 27 年の刑法犯罪件数は前年に比べ減少している。

「安全安心まちづくり」に向けては、行政だけでなく、市民、事業者等が連携した防犯対策を充実することが必要であり、「自分たちのまちは自分たちで守る」をモットーに掲げた市民パトロールセンターはむらの活動が犯罪等の抑止につながっていると推察できる。

この監査期間中にも、羽村市が主催し、福生警察署が共催となり、防犯体制の強化や防犯活動等の情報共有・連携を目的に、町内会・自治会、学校関係者、防犯協会と市民パトロールセンターはむら等が参加し「防犯関係団体意見交換会」が開催されたが、様々な団体や協力機関等の方などと幅広いネットワークを構築することにより、防犯活動の強化を図っていただきたい。